平成２１年（フ）第１５６０５号
東京都中野区中央２丁目22―10―306
破産者　岡嶋　陽子
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６２４号
東京都江戸川区中葛西３丁目27番６号
破産者　有限会社小静
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６２５号
東京都江戸川区中葛西３丁目11―13―106
破産者　小泉　　淳
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６２６号
東京都江戸川区中葛西３丁目11―13―106
破産者　小泉　洋子
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６６６号
東京都あきる野市小川東２丁目６番地23
破産者　株式会社リアル
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６７０号
埼玉県川越市砂新田1789―５―Ｂ203、住民票上の住所埼玉県富士見市渡戸２丁目５―28
破産者　大場　政好
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６７１号
埼玉県川越市砂新田1789―５―Ｂ203、住民票上の住所埼玉県富士見市渡戸２丁目５―28
破産者　大場　　覚
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７５６号
東京都豊島区東池袋１丁目15番１号
破産者　有限会社イシヤマ
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７５７号
東京都板橋区熊野町34―９―405、開始決定時の住所東京都板橋区仲宿54―６―1406
破産者　石山　英子
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８１８号
神奈川県鎌倉市大船５丁目８―９―102
破産者　山口　　清
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８５８号
東京都渋谷区恵比寿２丁目27番23号
破産者　東都印刷株式会社
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８５９号
東京都足立区本木西町18―５
破産者　鈴木　英男
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９３８号
千葉県八街市砂602―19
破産者　内野　浩之
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７９２３号
千葉県柏市新柏３丁目３―15―101
破産者　二階堂麻由
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２５３号
青森県弘前市大字桶屋町50番地
破産者　株式会社及川
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１１６２号
埼玉県さいたま市西区大字佐知川675番地の２
破産者　株式会社若月建設
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６８０４号
東京都新宿区築地町４番地
破産者　株式会社雄鶏社
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６９３３号
東京都中央区銀座６丁目３番12号
破産者　新製品ｃｏｍ株式会社
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６１２号
神奈川県藤沢市鵠沼橘１丁目１番地１　第２外岡ビル
破産者　株式会社アイビーオー
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６１３号
神奈川県横浜市戸塚区品濃町539番地の６
破産者　株式会社エスティエム
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９５号
富山県射水市戸破1383番地２
破産者　有限会社スズキラインシステム
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６号
山梨県甲府市中央２丁目９番23号
破産者　株式会社アル・ビー
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第６２７３号
大阪市天王寺区逢阪１丁目３番３号
破産者　千住建設株式会社
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部